

富士の国やまなし観光振興施設整備補助金 (がんばる地域応援枠) 交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、コロナ禍における県内主要観光地の復興・再生を図るため、景観づくりや地域の核となる観光施設を整備・改修する者等に対して予算の範囲内で補助金を交付するものとする。その補助金の交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和三十八年山梨県規則第二十五号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 観光地の景観づくり事業
- (2) 地域の核となる観光施設の整備・改修事業
- (3) 再開発計画の磨き上げ事業

(補助対象事業者)

第3条 本補助金の対象者は、県内の観光地域づくり法人（以下「DMO」という。）、DMO候補事業者又はDMO候補登録申請中の団体であって、観光地再活性化に向けた事業計画を策定している事業者であり、当該事業計画に係る事業について、本補助対象事業部分を除き、市町村からの支援が予定されている事業者とする。

(補助金の額及び補助率)

第4条 補助金の額は、補助対象事業に要する経費の4分の3以内の額とし、予算の範囲内において交付する。

2 補助金の限度額は一つの事業当たり10,000千円とする。

(補助金交付の申請)

第5条 本補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により別に定める期日までに、補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 歳入歳出予算書（第3号様式）
- (3) 設計書及び設計図
- (4) 土地の所有権その他の権利を有する者の承諾書
- (5) 前各号のほか知事が必要と認める書類

2 消費税法（昭和63年法律第108号）第5条第1項の規定により消費税を納める義務がある補助事業者は、補助金の交付申請に当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）（以下、「消費税等相当額」という。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

(検討会の開催)

第6条 知事は、前条第1項の規定により補助対象事業者から提出された補助金交付申請書の計画内容及び補助金交付の適否を検討するにあたり、外部有識者等で構成する検討会の意見を聴取するものとする。

2 前項の検討会の開催に関して必要な事項は、別に定める。

(補助金交付の条件)

第7条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 事業の内容を変更しようとする場合又は補助事業を中止し若しくは廃止しようとする場合においては、補助事業変更(中止・廃止)承認申請書(第4号様式)を知事に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の交付の目的に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わないものについては軽微な変更とし、この限りではない。

(2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(3) 知事は、第5条第2項により補助金に係る消費税等相当額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等相当額を減額して交付決定するものとする。

(4) 知事は、第5条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等相当額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(5) 第5条第2項に係る補助事業者は、補助事業完了後に、当該補助金に係る消費税等相当額が確定した場合は、第10号様式により知事に報告しなければならない。なお、知事は、報告があった場合には、当該消費税等相当額の返還を命ずる。

(財産の管理及び処分)

第8条 補助対象事業者は、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和四十年三月三十一日大蔵省令第十五号)に定める耐用年数が経過するまでに、補助金により取得した施設を他の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとするときは知事に協議し、承認を受けなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の承認を受けようとする場合は財産処分承認申請書(第5号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(補助金の交付)

第9条 この補助金の交付は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払いとすることができる。

2 補助金の概算払いを受けようとする者は、補助金概算払請求書(第6号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告書)

第10条 補助金の交付を受けた者は、事業が完了したとき又は第7条第1項の規定による補助事業廃止の承認を受けたときは、規則第12条の規定により事業実績報告書(第7号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 事業実績書(第8号様式)

- (2) 収支精算書（第9号様式）
- (3) 契約書の写
- (4) 業者からの完成届
- (5) 検査調書
- (6) 着工前及び完成写真
- (7) 前各号のほか知事が必要と認める書類

2 前項の規定による報告は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1ヶ月を経過した日又は補助金等の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに行うものとする。

3 補助事業者は、第5条第2項ただし書きの定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（額の確定）

第11条 知事は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の実績の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金に係わる経理）

第12条 補助事業者は、補助金に係わる経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日に属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（事後検証の実施）

第13条 補助事業者は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して、3事業年度目において、補助事業により整備した施設の効果について事後検証を行なうものとし、その結果について、同年度の9月30日までに、補助事業に係る事後検証報告書（第11号様式）により知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定に基づく報告を受けたときは、補助事業者に対し必要な助言又は指導をすることができる。

附則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(第1号様式)

第 年 月 日

山梨県知事 殿

住 所

補助事業者名 印

年度富士の国やまなし観光振興施設整備補助金
(がんばる地域応援枠) 交付申請書

次の事業を実施したいので富士の国やまなし観光振興施設整備補助金(がんばる地域応援枠)交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

施設整備の実施主体	
施設の種類	
施設名	
施設の場所	
事業期間	
事業費	
申請補助額	
地目、地積及び土地等の権利関係	
その他参考となる事項	

- 添付書類
- (1) 事業計画書
 - (2) 歳入歳出予算書
 - (3) 設計書及び設計図
 - (4) 土地の所有権その他の権利を有する者の承諾書
 - (5) 上記に掲げるもののほか、県の事業から暴力団等を排除するための誓約書、役員名簿等、知事が必要と認めるもの。

(第2号様式)

事業計画書

施設整備（改修）を必要とする理由	
施設整備（改修）による効果	
完成後の管理運営方法	
今後の事業計画、または今回の事業に関連する既に整備（改修）済事業	
その他参考となる事項	

※既存の事業計画を活用する場合は「別添のとおり」と記載すること

(第3号様式)

歳入歳出予算書

(単位：円)

1 歳入の部			
款 項	目	金 額	備 考
() 県支出金			
県 補 助 金			
	県 補 助 金		
2 歳出の部			
款 項	目	金 額	備 考
費			
費			
	費		

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

住 所

補助事業者名 印

(第4号様式)

第 年 月 日

山梨県知事

殿

住 所

補助事業者名 印

年度富士の国やまなし観光振興施設整備事業
(がんばる地域応援枠) 変更(中止・廃止) 承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった次の事業の内容等を変更(中止・廃止)したいので、富士の国やまなし観光振興施設整備補助金(がんばる地域応援枠) 交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 事業名

2 補助申請額 金 円

3 変更理由

※ 参考となる書類を添付すること。

(第5号様式)

第 年 月 日

山梨県知事

殿

住 所

補助事業者名

印

財産処分承認申請書

年度富士の国やまなし観光振興施設整備補助金（がんばる地域応援枠）に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、富士の国やまなし観光振興施設整備補助金（がんばる地域応援枠）交付要綱第8条第2項に基づき、申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類

(第6号様式)

第 年 月 日 号

山梨県知事 殿

住 所

補助事業者名 印

概 算 払 請 求 書

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった次の事業について、次のとおり概算払の請求をいたします。

1 事業名

2 概算払請求額 ¥ 円

3 内 訳

(単位：円)

補助金交付 決定額 ①	既概算交付 額 ②	差 引 額 ①－②＝③	今回概算請 求額 ④	備 考

4 概算払い請求の理由

5 支払いの方法

- ① 現金 指定金融機関名 _____
② 口座振替 振替先金融機関名 _____ 預金種別 (当座・普通)
口座名 _____ No. _____

(第7号様式)

第 年 月 号
日

山梨県知事

殿

住 所

補助事業者名 印

年度富士の国やまなし観光振興施設整備補助金
(がんばる地域応援枠) 実績報告書

このことについて、富士の国やまなし観光振興施設整備補助金(がんばる地域応援枠)交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて報告します。

1 添付書類

- (1) 事業実績書
- (2) 収支精算書
- (3) 契約書の写
- (4) 業者からの完成届
- (5) 検査調書
- (6) 着工前及び完成写真
- (7) その他知事が必要と認める書類

2 補助金支払いの方法

- ① 現金 指定金融機関名 _____
- ② 口座振替 振替先金融機関名 _____ 預金種別 (当座・普通)
口座名 _____ No. _____

(第8号様式)

事業実績書

事業実施主体	
事業の実施内容	
実施による効果	
完成後の管理及び 運営の方法	

(第9号様式)

収 支 精 算 書

(単位：円)

1 収入の部				
区 分	精 算 額	予 算 額	増 減	備 考
2 支出の部				
区 分	精 算 額	予 算 額	増 減	備 考

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

住 所

補助事業者名 印

(第10号様式)

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

住 所

補助事業者名 印

年富士の国やまなし観光振興施設整備補助金
(がんばる地域応援枠) の仕入に係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け第 号をもって交付の決定を受けた 年度富士の国やまなし観光振興施設整備補助金(がんばる地域応援枠)について、富士の国やまなし観光振興施設整備補助金(がんばる地域応援枠) 交付要綱第7条第5号の規定により、次のとおり報告します。

- | | | | |
|----|----------------------------------|---|----|
| 1. | 補助金の額の確定額又は事業実績報告額 | 金 | 円也 |
| 2. | 補助金の確定時に減額した仕入に係る消費税等相当額 | 金 | 円也 |
| 3. | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る消費税等相当額 | 金 | 円也 |
| 4. | 補助金返還相当額(3-2) | 金 | 円也 |
| 5. | 参考となるその他書類(3.の金額の積算の内訳等) | | |

(第11号様式)

第 年 月 日

山梨県知事 殿

住 所
補助事業者名 印

補助事業に係る事後検証報告書

年度富士の国やまなし観光振興施設整備補助金（がんばる地域応援枠）により整備した次の事業について、富士の国やまなし観光振興施設整備補助金（がんばる地域応援枠）交付要綱第13条に基づき報告します。

補助事業の概要	施設の名称		施設所在地	
	事業費	円	補助額	円
	事業目的			
	構造・規模等			
事後検証の実施	来訪者の変化			
	維持・管理の状況			
	来訪者の満足度			
	事業効果の発現状況			
	事後検証の結果（該当項目に○印）	1 効果の発現が十分で改善措置の必要性はない 2 今後効果の発現が期待できるため、経過観察が必要 3 効果の発現が期待できないため、改善措置の検討が必要		
	改善措置の内容（上記3の場合）			

- 注) 1 来訪者の変化は、整備前と整備後の来訪者数の状況等を具体的に記載すること。
2 維持・管理の状況は、維持管理の手法・頻度・経費等について記載すること。
3 来訪者の満足度は、可能な範囲で利用者への聞き取り調査等による客観的指標に基づき記載すること。
4 事業効果の発現状況は、事業計画書で想定した効果について、施設整備により実際にどのような効果があったのか、具体的に記載すること。
5 改善措置の内容は、効果を発現させるための具体的な計画を記載すること。
6 現在の施設の状況写真を貼付すること。
7 各項目欄は適宜間隔を調整し、必要に応じて別葉にすること。